

令和6年度第1回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和6年8月5日（月）14：00～16：00
場所	広島高速道路公社 1階 会議室
出席委員	内田委員（委員長）、半井委員、桧崎委員
議題	<p>議事1 広島高速道路公社入札監視委員会運営要綱の一部改正について</p> <p>議事2 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>議事3 抽出事案について</p> <p>(1) 広島高速5号線温品JCT下部工事（2工区）</p> <p>(2) 広島高速ETC設備設置工事</p> <p>(3) 広島高速4号線管理基地ほか空調設備更新工事</p> <p>(4) 広島高速5号線水文調査業務（その20）</p>
抽出事案の 審議対象期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申等	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課財務係 082-508-6848

報告内容	
議事 1 入札監視委員会運営要綱の一部改正について	
1 改正の内容	広島高速道路公社入札監視委員会運営要綱第3条（会議への報告）のうち第4号に「当初契約額の30%を超える変更契約一覧表（様式4）」を追加する。
2 改正の理由	入札監視委員会設置の目的を踏まえ、当初契約額の30%を超える増額の契約変更の手続きを行った場合は、当該事案を入札監視委員会への報告事項に追加することにより、契約手続きの透明性の確保をより一層図るものである。
3 改正の根拠	広島高速道路公社入札監視委員会設置規程第10条
4 施行期日	令和6年8月5日（委員会承認をもって即日施行）

報告内容									
議事 2 入札及び契約手続の運用状況等の報告について									
○ 入札方式別の発注件数は次のとおり									
区 分	一般競争入札			指名競争入札			随意契約		件数計
	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち公募 型アロー ガル方式	
建設工事	7	6	2	0	0	0	1	0	8
測量・建設コンサル タント等業務	5	4	1	0	0	0	4	0	9
件数計	12	10	3	0	0	0	5	0	17
○ 低入札価格調査を行った件数は3件									
○ 当初契約額の30%を超える変更契約を行った件数は1件									
○ 指名停止措置、入札・契約の過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札・契約事務に係る働きかけ等については該当なし									

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案1 広島高速5号線温品JCT下部工事(2工区)	
意見・質問	回答
○ 落札率が高い理由は。	● 設計金額を算出できる情報を公表していることから、応札者においても金額の積算が可能であるためと考えられる。また、県道の一般交通の安全を確保しながらの施工であることや、現場が河川や住宅地に隣接していることなど、施工時の制約が多い現場であるため、落札決定した2回目の入札において、1回目の入札価格から大きく下げることは困難だったと推測している。
○ 1回目の入札で応札した4者のうち、2回目の入札において3者が辞退した理由は。	● 落札率が高い理由と共通しているが、施工時の制約が多い現場であることから、入札価格を下げられなかったと推測している。
○ 本工事以外に発注した下部工事の受注者はどこか。他の応札者が本工事受注者に譲って辞退する状況ではなかったか。	● 令和4年度及び令和5年度に発注した下部工事は、本工事の応札者とはそれぞれ異なっているため、そのような状況ではなかった。
○ 1回目の入札で応札者4者すべて予定価格を超過していたことから、特殊な要素が入っていたのではないか。	● 2回目の入札においては、予定価格の範囲内であったことから、予定価格の基礎となる設計金額の積算は適正であったと考えている。 (建設第二課長)

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案2 広島高速ETC設備設置工事	
意見・質問	回答
○ 落札率が高い理由は。	● 抽出事案1と同様に設計金額を算出するための積算根拠や機器単価等の情報を公表しており、応札者においても正確に積算が可能である。また、既存設備の機器メーカーである応札者が、他の応札者はいないものと想定し、入札価格を設定したと推測している。
○ 1者応札である理由は。	● ETC設備の機器仕様は設備の機器メーカーであれば、どこでも製作出来る仕様となっていることから、複数メーカーの応札は可能である。しかしながら、広島高速独自の料金体系に対応するETC設備の検討を行う必要があること、今回の工事箇所以外の全16料金所と中央設備が全て同一メーカーであること、今回の工事箇所が2料金所と小規模な工事であることなどから、応札者以外のメーカーは応札を見送ったと推測している。
○ 設置当初の工事から同一の業者と契約しているのか。	● 設置当初から同一の業者と契約しているが、ETC導入当初の工事は3者の応札があり、落札率は約70%であった。
○ 工事の特異性はあるか。	● ETC設備の制御や処理などの動作の詳細については、各有料道路事業者で仕様が異なるため、本工事においては、広島高速独自の料金体系に対応するETC設備の検討が必要となる。
○ 他のメーカーは、料金所など既設設備との連携で入りにくいということか。	● 発注に当たっては、他のメーカーでも製造が可能な仕様としているが、広島高速独自の料金体系に合わせた仕様の設計に、費用と時間を要するため、応札しづらい状況となっている。 (施設整備担当課長)

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案3 広島高速4号線管理基地ほか空調設備更新工事	
意見・質問	回答
○ 予定価格の内容について教えてほしい。	● 国土交通省の公共建築工事の積算基準に基づき積算している。主たる内容である空調機器については、空調メーカー6者から実勢価格の見積書の提出を受け、最低価格を積算に採用している。
○ 低入札となった理由は。	● 低入札価格調査で行った業者へのヒアリングによると、機器の調達先と長年の取引実績によるスケールメリットがあり、低価格での調達が可能であったこと、また、受注者が近年、公共工事の受注に力を入れていることから、公社における履行実績を得るために価格を抑えて入札したことによるものである。
○ 一般的に空調工事では、見積価格より入札価格が低くなる事例が多いのか。	● 入札価格が低くなる傾向はある。
○ 入札価格が低くなる傾向があることが実態であれば、今後の予定価格の決定方法について検討が必要ではないか。	● 設計金額の積算に当たって、実勢価格の見積書を徴取することを徹底し、最低価格を採用するとともに、国土交通省の積算基準に従い、適正な価格設定を行っていく。 (施設整備担当課長)

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案4 広島高速5号線水文調査業務(その20)	
意見・質問	回答
<p>○ 1者応札である理由は。</p> <p>○ 落札率が高い理由は。</p> <p>○ 契約金額の妥当性は。</p> <p>[意見]</p> <p>○ 参考見積書を徴取したとしても適正な金額を表していない場合もあるため、適切な対応をお願いします。</p> <p>○ 本業務が随意契約ではない理由は。</p> <p>[意見]</p> <p>○ 一般競争入札を実施しながら同じ業者の受注が長期間続いているため、要因を分析し、応札者を増加させるための対応が必要である。</p>	<p>● 本業務は、影響評価に当たり、トンネル工事との関連性を総合的に分析するという特殊性のある業務であることから、応札者が過年度に業務を受注している1者のみとなった可能性がある。また、コンサルタント業界も慢性的な人手不足となっており、新規業務を実施していくために必要な人員を確保することが困難であることも、応札者が少なくなる背景であると推測している。</p> <p>● 過去の入札結果が公表されていることから、過去5年間に渡り1者応札となっていた状況を参考に、他の応札者はいないものと想定し、入札価格を設定したため、落札率が高くなったものと推測している。また、労務費等が上昇してきていることも背景にあると推測している。</p> <p>● 本業務の予定価格の算出にあたっては、土木設計業務等標準積算基準書に定めのない業務であるため、公社で定める歩掛の決定方法(技管通知「材料単価及び歩掛の決定方法について」)に基づき決定しており、同種業務の実績数上位6者から見積を徴収し、適正に積算している。また、契約にあたっては、予定価格の範囲内の応札額により契約締結していることから、契約金額の妥当性は確認できているものである。</p> <p>● 本業務は、特定の業者しか実施できないものではなく、観測業務の実施に加え、観測結果とトンネルとの因果関係について技術的な整理ができる者であれば問題ないことから、一般競争入札を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(建設第一課長)</p>